

今後の地下水質モニタリングの方向性に関する論点について

. 基本的な考え方

- ・地下水汚染による健康影響を防止するため、適切なモニタリングの水準を確保し、効率的に汚染の存在やその範囲を把握するとともに、関係者への周知等を適切に行う体制が必要。
- ・地下水質モニタリングは法定受託事務であり、地方自治法に基づく処理基準が都道府県知事及び政令市長宛て通知されていることから、これを改正することが想定される。
- ・環境省の政策評価では、「水環境の監視等の体制の整備」が評価項目となっている。地下水質モニタリングの適切な水準の確保に向け、定量的に把握できる指標、目標値を設定することが適当。

. 処理基準改正の考え方

1. 測定計画について

(現状認識)

各都道府県の測定計画の内容には、大きなばらつきがある。

(例)・測定計画の記載事項

- ・測定地点の密度、測定項目、測定精度等の選定方法
- ・定期モニタリング調査の開始・終了基準

現行の処理基準では、これらについて、定性的な記述があるのみ。これにより、各都道府県の特性を踏まえた柔軟な運用がされているとの評価もできるが、地域住民等にとって分かりにくいものとなっている可能性がある。

(論点)

測定計画に記載すべき具体的項目を処理基準に書くべきか。書くとすれば、どのような項目を盛り込むべきか。(測定地点名、位置(図)、測定方法・・・等)

測定地点の密度や項目の選定方法等については、モニタリング効率化指針等の内容を処理基準に一部盛り込むべきではないか。

測定地点の密度や項目等の選定の考え方について、測定計画への記載または何らかの文書として作成・公表すべきではないか。

2. 汚染判明時の対応について

(現状認識)

概況調査で汚染が判明した場合でも、汚染井戸周辺地区調査等による汚染範囲の把握が十分でない例が散見される。

住民の健康影響の防止のためには、汚染された地下水が飲用されることを防止することが最優先。このためには、汚染範囲の速やかな把握と周知が重要。

(論点)

処理基準において、汚染範囲の確定・公表に関する手続き（適切な飲用指導や発生源対策の推進につながることを想定）を明記すべきではないか。

3. 測定データの確認及び精度管理について

(現状認識)

水質測定事務について、多くの地方公共団体で民間測定機関への委託が進んでおり、測定データのチェックや精度管理についても委託先に依存する部分が多くなっている。また、データ確認のタイミングが不適切である場合や、測定値の妥当性の検討体制が確保されていないケースも見られる。

(論点)

測定データの確認、精度管理の具体的基準をどのように設定すべきか。

. 政策評価に向けた指標、目標値について

(現状認識)

現在のところ、「水環境の監視等の体制の整備」が評価項目となっており、評価時には参考指標として概況調査の全国合計地点数を報告しているが、目標値は設定されていない。

(論点)

可住地面積や人口等の社会的指標や、汚染の発生源となりうる活動の量などから、望ましい測定地点数や項目数を目標として設定することが可能か。

全国的に現在の水準を大きく下回ることがないよう、現状を一つの目安とする考え方もあり得るか。

・その他

上記に加え、地下水質モニタリングとその結果の利用の方向性について、以下のような視点からも検討していくことが有益ではないか。

都道府県の水質測定計画や測定結果について、国で評価する場の設定等
測定計画外の調査や、事業者等からの報告により汚染が判明した場合の汚染範囲
確定や周知に関する取扱い
事故時、災害時の臨時調査に関する取扱い
飲用対策の観点から、環境部局と衛生部局等の一層の連携強化
汚染された地下水の飲用を防止し、また、良好な水質の地下水の存在をアピール
して地下水質保全への意識を高めることを目的とした、測定結果の速報等の情報
を総合的に提供する地理情報システムの構築
概況調査以外の調査も勘案した環境基準達成状況の評価のあり方について
汚染原因の究明技術や、将来の社会的要請に対応した先進的なモニタリング技術
の開発等に関する国の役割